



人間文化研究機構地域研究推進事業
「現代インド地域研究」

RINDAS

The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University

龍谷大学現代インド研究センター

RINDAS 伝統思想シリーズ 2

ダルマと王権

—ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張—

井狩 彌介



龍谷大学人間・科学・宗教総合研究センター・現代インド研究センター The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University

研究テーマ：「現代政治に生きるインド思想の伝統」

The Living Tradition of Indian Philosophy in Contemporary India



現代インドのイメージは、かつての「停滞と貧困のインド」、「悠久のインド」から、「発展するインド」へと様変わりした。激変する経済状況を支えたのは、相対的に安定したインドの「民主主義」政治である。興味深いことに、現代政治・経済を支える人々の行動規範や道徳観の根底には、「民主主義」などと並んで、サティヤ（真実／真理）、ダルマ（道徳性／義務）、アヒンサー（非暴力）など、長い歴史に培われてきたインドの思想やその世界観が横たわっている。

本プロジェクトでは、龍谷大学が創立以来370年に渡って蓄積してきた仏教を中心としたインド思想研究に関する知識と史資料を活かし、近年本学において活発化している現代インド研究を結合させる。「現代政治に生きるインド思想の伝統」というテーマにもとづき、下記のように二つの研究ユニットを設けて現代インド地域研究を推進し、プロジェクト活動を通じて、次世代を担う若手研究者の育成を図っていく。

研究ユニット1「現代インドの政治経済と思想」

研究ユニット2「現代インドの社会運動における越境」

RINDAS 伝統思想シリーズ 2

ダルマと王権

——ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張——

井 狩 彌 介

ダルマと王権

——ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張——

井 狩 彌 介

桂紹隆： 2週間前に引き続きまして、井狩先生からダルマのお話をさせていただきます。本日は『ダルマと王権』ということで、ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張についてのお話をさせていただきます。では、井狩先生、よろしくお願いいたします。

井狩彌介： 前回にはヴェーダ文献群の新層に作られた法典文献ダルマーストラのうち一番古い法典アーパスタンバ・ダルマーストラを取り上げて、ダルマを中心に扱う法典類においてダルマ概念の古いかたちはどのようなであったかをお話しました。そこでの話を簡単に振り返っておきます。まず、ダルマーストラはヴェーダ学派の祭式関連文献として位置づけられています。ヴェーダ学派とは、ヴェーダの祭式を伝承している祭式専門家のグループです。彼らは祭式伝承であるヴェーダを学習して教えているグループでブラーミン階層です。ヴェーダ祭式を教養の核にしている彼らはヴェーダ祭式の知識の上に立って、その上で彼らの日常行為、日常作法を規定していくわけなんですね。そこでは、ダルマとはヴェーダ祭式の執行を前提とした、ブラーミン・コミュニティの中での日常作法、食事作法なども含まれますけれども、主として社会内の行為、社会関係を中心にしているわけです。

ただ、社会内行為者としてダルマーストラが扱う関心対象はいわゆるヴァルナ制の社会階層すべてでは必ずしもない。ブラーミン、クシャトリヤ、ヴァイシュヤ、シュードラという、この四つの階層のすべてをまんべんなく対象として扱うというよりは、ほとんど関心の焦点はブラーミンなんですね。ブラーミンがまず対象となってその日常行為、社会行為の記述をおこなっていく。そのほかの階層については、ブラーミンに準じるものとして扱います。すなわち、行為モデルはブラーミンのそれということになります。他の階層の場合、ブラーミンと異なる点だけを略記するという記述方法です。もちろん、現在に残っている四つのダルマーストラの中では、成立時期が次第に新しくなると、段々と関心対象の社会を拡張していく。他の社会の集団も視野に入れていく方向に展開はしますが、中心はやはりブラーミンなわけですね。他の社会階層ヴァルナを対象にする時には、その日常作法も同じくブラーミンの行動、日常作法を基本的なモデルとして、ほとんどそれに準じるものとします。ただ、階層によって少し違うところを簡単に書き加える程度のことなんですね。

そういうブラーミンの、いわゆる日常行動、社会内行為がダルマ文献のほとんど中心内容です。そのほかには、あるべき行動規範を逸脱した場合、祭式を正しく行えなかったり、或いはブラーミンのコミュニティを乱すような行為があった場合に、その逸脱行為を罰して行為者の原状復帰を規定する、いわば行動規範からの逸脱が生じた場合の補完規定ですね。これをプラヤシュチッタと申します。行動規範とそれからの逸脱への対処、この二つが中心課題になっているわけです。

ダルマ文献は、その冒頭にひとの行為が規範行為としてのダルマに合致するかどうか、その判断根拠を提示することから始めます。これをプラマーナ（認識手段、判断根拠）といいます。ほとんどのダルマ

文献（ダルマーストラ、ダルマシャーストラ）が第一にあげるのは「ヴェーダ」です。ここで「ヴェーダ」といわれるものは、いわゆるヴェーダ文献、ヴェーダ祭式文献のことですが、特に、その古い層の文献、すなわち祭式文献のなかでも古い伝承群に属して、権威の高いものとみなされているシュルティと呼ばれる、祭式祭文、その解釈の部分指します。

しかし、興味深いのは最古のダルマーストラであるアーパスタンバ・ダルマーストラではヴェーダをダルマの第一根拠とはしていません。ここでは、ヴェーダではなくて、祭官グループのブラーミン・コミュニティの中の学識のある、且つ十分に経験のある長老たち、経験を積んで、非常に自分を抑制することのできるような、ひとびとの模範になるような人々。そういう人々の行為規範を見習ってダルマを行えというふうな、非常に経験的な書き方をしているのです。ここで対象となっているブラーミンは、ヴェーダ祭式の知識に熟達していることを前提にしていますから、彼らの教養の核にはヴェーダの祭式があるわけですね。ただ、ヴェーダ文献は、彼らの認識から見るとかならずしもダルマの根拠として明示されはしない。つまりヴェーダなるものはダルマを実践するうえで直接に参照されるような明示規定を集めたものではないのです。これも当然でありまして、古いヴェーダ祭式テキストの中には、祭式で唱える祭文、あるいは祭式の細かい規定は当然に数多くありますけれども、ブラーミンが日常行動をどのようにすべきかという規定はほとんど出て来ないわけです。ですから、厳密な意味ではヴェーダというものを認識根拠にするのは、かなり無理があるわけです。しかし、祭式行為を行為一般の範型、行為モデルとする祭式家たちは、祭式行為の源泉と彼らがみなすヴェーダを行動規範のよって立つ根拠として第一に立てるようになってゆく。以後のダルマ文献はすべて、ヴェーダというものをダルマ行為の源泉として第一に置くことになる。こういう枠付けをすることになっているのです。ヴェーダ文献に通暁した一族の長老の行いをモデルにするという経験的なところから、超越的な位置にヴェーダを置くようになるという時代変化の背景は、ヴェーダの権威としての位置づけを考えると非常に面白い問題を含んでいるのです。

それからもう一つ申し上げたことは、ダルマ行為が行為者にもたらす効果でした。ダルマにかなう行為を行った場合に、これは現世と来世の両面において良き報いをもたらした。インドの行為概念（カルマン）の基本ですが、ある行為を行った場合、その行為は現実には過去のこととして消えたとしても、その効果はその行為者に常に付いていて、その人に良き、あるいは悪い結果をもたらすという考え方。これはある意味では、ダルマの宗教的側面ということになります。日常行動ではあるけれども、その行為そのものは、この世、あの世の、その行った人の先の在り方に影響を及ぼしていくんだという考え方ですね。

また、ダルマーストラでは基本的にブラーミンの祭式コミュニティが中心の関心対象ですから、他のヴァルナ（社会階層）にはほとんど関心がない。ただし、ダルマ文献の歴史的発展のなかで、社会全体を対象としていくという傾向は次第に大きくなっていきますが、そこでも実際上は他のヴァルナに対する関心は少なく、他のヴァルナの行いを記述対象とするときには、ブラーミンのそれをモデルとしてそれに若干の差異を付加するという態度です。しかし、他のヴァルナのなかでひとつが次第に大きな部分を占めるようになります。それはヴァルナでいえばクシャトリヤで、彼らが担う王権がダルマ文献の大きな関心事になります。ダルマーストラ初期の頃から王権に関する記述が登場します。けれども初めは非常に少ない。一番古い文献では、全体のーストラ規定の6%ぐらいしか王権に関する記述はない。それがダルマーストラ文献が進展していくうちに、次第に王権の記述が多くなっていく。そうはいってもダルマーストラでは王権記述の割合は全体の10%程度に留まっています。

これが今回の話しの中心になるマヌ法典、これはダルマスートラと言わなくて、ダルマシャーストラという新しい文献タイプですが、このマヌ法典の中では、王権関係の記述が一挙に 40% 近くに増えます。つまり、マヌ法典のそれ以前の法典、ダルマスートラとの一番の大きな違いは、王権関係の記述に大きな比重を割くところです。そこにダルマシャーストラのマヌ法典の構造、お配りしたレジュメ（巻末参照）の 2. ダルマシャーストラのところで a-1) と a-2) というふうに分けていますが、a-1) の方が、現在に伝承されてきたマヌ法典の写本、あるいは注釈書に共通に見られる区分の仕方です。12 章に全体を分けます。例えば、渡瀬さんが日本語訳されたマヌ法典もこの区分を踏襲していますが、その 12 章区分というのを一覧にするとこういうことになります。細かいことは申しませんが、非常に何か複雑に見える区分分けですね。世界的創造神話、つまり、法というものは超越的な創造主ブラフマンが作り出して、これがその子マヌに伝えられて、マヌの弟子のブリグという人がこれを人々に語り継がせたという由来が語られます。世界創造が入って、それからダルマの根拠というものが伝えられて、それからいわゆるヴァルナの日常作法が 2 章から 6 章にかけて出て参ります。これがいわゆるヴァルナ・アーシュラマダルマという古典的なダルマの定義になるものです。つまり社会階層、それぞれの社会階層の日常行動の仕方と、それから人生の年令階梯に応じた生き方がひとのヴァルナ・アーシュラマダルマ（社会階層と人生段階に定められたダルマ）として規定されます。

次いで 7 章から 9 章にかけて、王の行動が、さまざまな場面の行動として規定されます。つまり王の職務としての統治、軍事力の行使、国際外交、それから司法。基本的には、王権とその統治行為にかかわる伝承ですが、実はこの王の行動に関する部分とは、ダルマ文献を作成するときに中心になっていた祭式専門家のグループが本来持っていた伝承ではないのです。外から取り入れた伝承です。どこから取り入れたか。それはいわゆるアルタ伝承からです。アルタというのは要するにある目的、目的と目的実現のための様々な手段を論じる学問タイプですが。基本的には経済的な利益、実利ということが中心になります。この伝承は、実はダルマを中心とする、祭式伝承を担うブラーミンのグループとはまったく別のところに成立して伝承された、独立の伝承なんです。現在、我々に残されているテキストとしては『アルタシャーストラ』が代表的なもので、『実利論』という名前で上村勝彦さんが岩波文庫に訳して下さったので、われわれはこの大著を日本語で読めるという幸運に浴しているわけです。

そもそもは王権の行使を中心主題とした、王の統治はいかにあるべきかということが一つの学問ジャンルとして確立し、長い間に整理されて、現在われわれに伝承される『アルタシャーストラ』のような体系的な書となったようです。最終的成立が紀元後 2 世紀というのが通説ですが、この王権を中心として成立した学問の伝承を、このダルマ、つまり祭式伝承というものを中心として発展してきたダルマ分野の中に取り入れて融合させた。そのことによって結果としてはダルマ概念が元来のものから拡大されていったわけです。なぜ王権とそれにかかわる行政や司法の領域を大幅に取り入れたかは、前にも少し触れましたが、このマヌ法典の編纂者の立場、環境とかかわります。これは仮説ですけど、当時の社会状況、政治状況が編纂状況に反映しているのではないのでしょうか。この時期は、マウリヤ王朝末期からこれに続くシュンガ王朝などの時期ですね。マウリヤ朝の王権が庇護する宗教は仏教でした。北インドの王都の中では、いわゆる正統の祭式を中軸とする祭式宗教、ヴェーダの宗教というよりは、むしろ新しく登場し、しかも都市を中心に大きな勢力をもった仏教が社会的に活力をもっていたようです。ヴェーダ祭式宗教の立場からいえば、新しい仏教は異端ですね。正統を自任する伝統的なヴェーダ祭式に立つブラーミンからみればこの状況は一種の危機と受け止められたに違いありません。仏教の方をむしろ大事にしていくという方向。ブラーフマナよりもシュラマナを大事にする傾向ですね。

それからもう一つの現実の政治状況が重なります。中央アジアからに進出してきたシャカなどの異民族集団が北西インドに定着し、さらに北インド平原を広く支配する時期が続きます。彼らもまた、仏教を重んじるわけで、これは正統派を自任する伝統祭式伝承を保持するブラーミン祭式集団から言うと、非常に困ったことなんですね。社会支配をクシャトリヤとブラーミンとの二つの階層の提携関係によって行っていくのがインド文明のなかの権力運営の基本パターンなのです。つまり、軍事権力と宗教権威です。権威と権力の二つを代表するブラーミンとクシャトリヤ、この二つが共同してインドの政治、統治というものを行っていくという、これまで歴史の中で組上げられてきた筋書きが壊れるという状況への危機感が、伝統にしがみつくブラーミン、いわば保守層のインテリには強く感じられたに違いありません。

そういう状況で、マヌ法典を編纂したひとりと、作者とあえて申しておきますが、作者が古いダルマの革袋の酒に新しい観念を注ぎこもうとしました。当時の北インドの歴史状況は伝統的な祭式家たちには大きな危機、社会が揺らぐ危機状況とみえたでしょう。古い観念を新しい状況に合わせて再構築しなければならない。社会でいえば、部族紐帯を基本とする古い社会組織観から広い領域を支配する王権の拡大という現状において、王権を視野に入れた新しいダルマの在り方というものを考えなくてはならない。ここで、これまで視野に入らなかった別伝承として発達した新しい学問領域であるアルタ伝承というものをどうして取り入れていくか、どうやって調和させていくかということが大きな課題になるわけです。たとえば、アルタ伝承のなかの代表文献である『アルタシャーストラ』というのは、アルタをダルマよりも上位に置くわけです。そういう、価値観と言ったら大袈裟ですけども、考え方が違う領域のものをどういうふうに取り入れていくかということが、マヌ法典の一つの眼目になるわけです。

その他に付随的に申しておきますと、例えばマヌ法典では今までに無かった考え方で非日常時の作法というものを規定します。ダルマスートラの場合はふだんの場合、日常時の作法だけを規定するわけですが、マヌ法典では非日常時の行動規範、今までになかった新しいいろいろな慣習、慣行というのが世間に横行してくる、そういうものを非日常時の作法として入れるわけです。マヌ法典が編纂されたとき、編纂者たちの頭の中にあったことは、要するに、彼らの眼前にある社会はいま混乱してきているということです。混乱状況のなかで、今までになかったいろいろな新しい慣行が登場してきている。それらをダルマの概念の中に含めていく。つまりダルマ観念を拡張していく方向がマヌ法典の中に出てくるわけです。

配布資料の2のa-1にマヌ法典の「土着伝承による12章区分」を挙げました。マヌ法典には、6世紀以降にいろんな注釈書が作られてきて、そのなかでマヌ法典の目次というか内容区分が確立していくわけです。一番多く通用しているテキストというのは、13世紀ぐらいのクッルーカという注釈者が作った注釈書です。渡瀬さんの和訳でも基本的にはそのテキストが用いられています。

これとは別に、マヌ法典自体のテキストの中に、実はテキストの主題部分を意識している詩句がいわば章に当たる部分の切れ目に必ず出て来ます。そこに注目して組み直してみると、資料のa-2の内容区分になる。これが非常にすっきりしているわけです。全体を四つに分けるんですね。1)と2)で、世界創造神話とダルマの根拠のところは同じなんですけど、その後の部分をすべて、四社会階層のダルマという形で区分けしてダルマの規定を定義します。平常時の規定と非常時の規定を分け、平常時の中にブラーミン、王、ヴァイシャ、シュードラの行為規範を入れていく。ダルマの規定とそれに違反した時の規定プラーヤシュチッタ、「贖罪規定」と私は訳しています、説明に便利だから「贖罪」という言葉を使っていますが、この「贖罪」には、自分の行ったことを悔やむ、悔い改めるなどという精神的な意味は何もありません。要するに逸脱行為をおこなって不浄となり、本来のあり方から落ちてしまった自分

の社会的地位への現状復帰ということです。

このプラーヤシュチッタという言葉自体、語源的な意味はまだ定説がないんですけれども、おそらく自分の先のことに關しての心映えと言うか、自分の行った逸脱行為に対する完全な取り直し行為をやっ
て、それによって自分の汚れと言われるようなものを消し去って、また元の状態に復帰する。こういう
のがいわゆる贖罪です。ですからキリスト教で言うような贖罪という觀念とは違うのだということを付
け加えて置きます。その取り直し行為を行えば自動的に原状復帰がある。ある意味ではメカニックな働
きです。これはヴェーダ祭式の基本システムと同じなんですね。ヴェーダ祭式にもプラーヤシュチッタ
という言葉があります。これは祭式を行った時に何かの間違い、手違いで規定から外れる、或いは何か
偶然のハプニングのために、祭式の正規の進行からそれてしまったという時に、取り直し儀礼をやりま
す。その儀礼によって、不祥事を消し去ったあと、また祭式の手続きを進行させていくというものです。
ダルマでのプラーヤシュチッタも基本的には同じ機能です。

その他、マヌ法典には後のヒンドゥー教に連なっていくような、行為の帰結、ひとが行った行為の結
果をみずからに享受する、来世での生まれ変わり、輪廻転生が詳しく語られます。ダルマストラが関
心の中心に置いていた日常作法と、その日常作法を誤った場合の取り直しの規定という、その基本記述
は継承した上で、さらに王と王権に関する記述をまとめて取り込んでいる。さらに行為の帰結と輪廻を
付加する。これがマヌ法典の構成です。

マヌ法典から少し遅れて成立するヤージュニャヴァルキア法典の中では、そのことが概念的にはつき
りと意識されております。ヤージュニャヴァルキア法典の内容区分は、良俗（アーチャーラ）と訳しま
したけれども、要するに日常行為とその良俗行為逸脱に対する贖罪規定のふたつ、すなわちダルマス
トラから継続して主題になっている主題に、アルタシャーストラの伝統の方から取り入れた、いわゆる
司法規定を加えるという形になります。

マヌ法典で初めて大幅な取り込みをしたアルタシャーストラの議論伝承はダルマを行っている祭式
伝承の背景とは違うところに成立したようです。ここでは、全く宗教觀念を前提とせず、非常にブラク
ティカルに、非常にリアリスティックに議論が行われています。要するに統治者としての王が自分の領
土、人民をいかに統治するかという統治論が基本です。そのためには、行政のやり方、つまり官僚制を
いかに整備するか、秩序を守るためには司法をいかに整備するか、さらに自分の領土を脅かす異国に対
しての外交手段、或いは究極の場合は軍事手段をいかに行使するかという視点が出されるわけです。

このアルタシャーストラは王権の営みにかかわる広範囲の主題をカバーしています。資料 2 ページの
後半の「アルタシャーストラ」の内容一覧のうち、下線を引いたところ、* 1 と * 3 と * 4 という部分
に対応する規定がダルマシャーストラの中に取り入れられます。ただ、現存するアルタシャーストラの
文献そのものからダルマシャーストラのマヌ法典に入ったというふうにはちょっと考えにくいところ
がある。アルタシャーストラ系統の伝承は残念ながら文献が非常に僅かしか残っていません。アルタ
シャーストラの冒頭に出て来る数多くの学匠の名前や議論の仕方から見て、かつては同様の文献が多く
作られていたに違いない。それらのなかから多くの規定が取られたのだらうと思われます。ただ内容的
には「アルタシャーストラ」に打ち出されるものに非常に近いです。ほぼそのまま取ってきたと言っ
ても変わらないぐらいの内容の近さを持っています。

ダルマ法典の法の中に取り入れられなかった要素を考えるのも興味深いところがあります。王たるも
のの基本任務は領土を保全し、人民を守護していくところにあります。そのためには自分の権力はいか
なる方法を使っても堅持する。これが至上命令です。たとえば、官僚を指名する場合には必ず試験をや
ります。自分を裏切らない、或いは賄賂に対して弱いかどうか、或いは女性の誘惑に弱いかどうか、徹

底的に吟味する。その試験に合格した者を官僚として採用するというようなことが書いてあります。また、官僚や軍の上層部の動向を確認するために、自分の目となるようなスパイを国のあらゆるところに張り巡らしておくわけです。大臣の日常行動を監察させ、時にはわざと王への謀反を煽動させたりしてその様子を報告させる。少しでも自分に対して反乱の兆しがあるとしたら、すぐ彼を更迭して殺害する。そういう非常にリアリスティックな視点で自分の権力を守るというやり方をする。そういう人間についての冷徹な視点はダルマシャーストラの中にはほとんどない。項目としてはほとんど同じものが入っていますが、アルタシャーストラのようなリアリスティックな視点は取り入れられていない。

王が管轄する主題を大幅に取り入れる、特に司法規定をほとんどそのままのかたちで取り込むことによって、ダルマ文献に対して、現代のことばで「法典」という訳語を使うことにそれほど違和感を感じないような構成になってきます。法典という場合に、例えばダルマーストラを法典と言いますが、そこに実定法などの刑法、民法、或いは民事訴訟法などの実定法要素があるわけではないです。具体的な司法に相応しい項目が入ってくるのは、このダルマシャーストラ以降のことです。ヤージュニャヴァルキア法典の司法規定の中には、マヌ法典が入れたアルタシャーストラ的规定よりも、更に多くのアルタシャーストラ的规定が追加されています。つまりアルタ伝承の取り入れは、ヤージュニャヴァルキア法典においてマヌよりもより程度が多くなっている。

更には、ここに出しませんでしたけれども、いくつかの同じ時代、ヤージュニャヴァルキアと同時代ぐらいの法典、ナーラダ法典、カーティヤーヤナ法典になりますと、これはもうダルマーストラ以来の日常作法とその贖罪という主題は無視して、司法規定だけのテキストとして成立しています。完全に実用的なものになりますが、これはまさに法典と言って然るべきものかもしれません。時代が下がるとそういう方向が強くなってきます。

この大きな流れによって、ダルマーストラで言う、祭式伝承のなかで育ったブラーミン達が考えているダルマと、マヌ法典が取り入れたアルタシャーストラ的伝承、つまり王権の営みを焦点とする伝承とふたつが合わさって、これが新しいダルマシャーストラの内容ということになってきます。そうすると、このふたつの伝承を組み合わせた場合に、いろんな問題が出てくるわけです。つまり王権というものをブラーミン中心のコミュニティのものの考え方の上に置くのか、或いは並列に置くのか、或いは王権を下位に位置づけるのかという視点の置き方の問題です。

実はこの問題、王権とブラーミン祭式集団がもつ宗教権威、権力と権威というふたつの力の間の位置付けをどう考えるかというのが、以後のダルマ伝承の中の学者達の大きな関心事になってくるわけです。時代によっても位置付けが違いますし、或いは注釈者によっても立場が違う。いろんな立場が出て来るわけです。ただ、大きな流れから言うと、ブラーミンが今まで自分達のコミュニティの中で行ってきた、日常行為規定の違反に対する罰則。これはブラーヤシュチッタという形で規定されますが、罰則行為にともなう強制力を王権との間でどういうふうに位置付けるべきか。それは一番大きな問題になります。ちょっと先取りしてしまいました。資料3枚目のところで出している、b) ふたつの罪というところで扱います。その前にこのダルマシャーストラというものが、近代のイギリス植民地支配の行政のなかで土着の法資料として脚光を浴びることに触れておきます。東インド会社の植民地経営の中で、会社が実質的に支配する土地で行っていく法廷、司法というものをどういう運営をするかというのは、18世紀後半に非常に大きな問題になってきます。そこでの基本は、ヒンドゥーにはヒンドゥーの法を、ムスリムにはムスリムの法をという、それぞれ土着の伝統的システムを適用するかたちで法行政を進めようということです。

実際には、その方針がうまく立ち行かなくなって、最終的にはイギリスのコモン・ローのやり方というものをインドに当てはめる仕方に落ち着いていくわけですが、その過程において、初めはイギリスの

東インド会社の官僚、後には大英帝国の現地官僚が、いわゆる土着の法、ヒンドゥー法典というものの性格をどう考えていたのかという問題に結びつきます。この点は次回に問題提起としてお話ししたいと思いますが、その前にいくつかダルマシャストラが持っている性格について大事なことを二つだけ申したいと思います。

資料の三枚目に、3.「国家と在地社会」というタイトルを出しました。ダルマシャストラという文献が、当初は祭式を行うブラーミン・コミュニティの中の作法集、日常行動集として成立したわけで、それを次第に社会の他の層も取り入れた社会全体の行動規範集というかたちで拡大していくわけですが、そこで一つ注意しておかなければいけないのは、ダルマシャストラの編者自体は、定義の上ではインド社会の全てのヴァルナ、そこにいるすべての社会階層の所属者に、それぞれの行為を規定するという建前を取っているのですが、実際にはダルマシャストラは社会を構成する人々の行動を支配している規範の全てを記しているとは装っていないことです。

たとえば、いわゆる訴訟審理での問題ですが、ダルマシャストラには扱われていない外部の知識が、現実の法廷において当然に必要なことは十分認識されていました。例えばマヌ法典の 8.41 には、王は、[それぞれの] 身分階層において確立されている行い（ジャーティ・ダルマ）、地域において確立されている行い（ジャナパタ・ダルマ）、また、商業組合、手工業組合、そういった職人組合で定められている行い（シュレーニー・ダルマ）、親族 [で確立している] 行い、といったさまざまな由来をもつ社会集団のそれぞれで確立している行動の決まり、つまり伝統的にそれぞれの部分集団において、構成員の同意によってすでに確立されている慣行、習慣、こういうものは尊重すべきことを述べている。ダルマシャストラに規定されていないが、全体社会の中で機能している部分社会それぞれに独自の行為規範があるということを認識した上で、それで法廷運用を行うと、こういう趣旨が述べられています。

マヌ法典よりすこし後のナーラダ法典の中にもさまざまな集団名が出ています。術語の正確な意味に関しては私はちょっと確信がないのもあるんですけども、要するに、商業組合、手工業組合などの経済集団や地縁集団が列記されている。さらには異教徒（パーシャンダ）もこれに並ぶ集団として留意されているのです。そのような社会集団における慣例、集団内部の同意で慣例として定められていることは慣例として尊重し、国家の立場から追認すべきであると述べられる。これら諸集団の行為規範や職務や信仰の規定、更にそれらの依って立つ生計手段は何であれ、そのとおりに追認すべきだと明言される。だから、それら集団での慣例の逸脱というのは訴訟項目の対象になりうるのです。

たとえダルマシャストラに記されるのとは少し違うことだとしても、王が認めたそれら諸集団の慣行というのはそれとしてちゃんと守られるべきだとされます。細かく言えば、いろいろ議論があります。矛盾するような規定に関してはどちらを優先するかという議論はありますが、基本的にはそれらの社会集団の慣行は追認すべきだということになります。ただし、王に敵対すること、住民に批判されること、王の目的達成を妨げること、それらについては禁止されますが、それ以外のことだったらなるべく認めてやりましょうと、こういうことなんです。

ですから、ダルマシャストラは全ての社会層、すべての身分についての日常行動をすべて規定しているという枠組はいちおう取っているけれども、実際の運用上にはかなりの柔軟性が認められるようです。具体的には記されていない、地域的な、あるいはさまざまな社会集団が慣行的に確立してきた取り決めは尊重する立場を取るべきだと、こういう但し書きがあるのですね。

訴訟事項ではないですけど、一番古いダルマスートラのアーパスタンバ・ダルマスートラは、その記述の最後に興味深い付記をしています。全てのダルマを規定した後で、それまではほとんど記述対象とはしていなかったシュードラや女性についても、彼らの知識が今まで書いてきたダルマ規定というもの

を補完するんだと述べています。この部分は、おそらくダルマストラ自体の成立から言えば、一番最後に付加された部分だとは思いますが、しかし古いダルマストラの中でも、記述対象の中心とされる以外の人々が慣習として確立している行い、そういうものはそれとして認めるんだという立場が打ち出されている。そういうものはもう古い時代からすでにダルマのテキストの中には入っているわけです。

要するに、全ての規定に関して、すべてのひとびとに画一的で、一元的な強制を必ずしもするのではなくて、大枠の基本はこうだというふうに出すわけだけでも、それぞれ国家のなかに機能してその存在が認められる個々の集団については、それぞれのやり方を尊重しますよという、いわゆる多元的な在り方というのを認める方向がダルマシャーストラの中にあるんだということを確認しておきたいと思います。

最後になりますが、資料の3ページの3のb)「ふたつの罪」というところを見て下さい。ひとつはブラーヤシュチッタの対象になる罪、これはダルマストラからずっと引き継いで議論される主題です。ブラーミン・コミュニティの中での行為規定には必ずそれに反した場合にはどういう復帰儀礼があるかということが必ず規定されます。これはダルマ文献の古い層から引き継がれる主題です。いっぽう、新たに王権によって管理されるべき罪の観念が導入されます。王権のもつ重要な機能のひとつにダンダ（刑罰）があります。ダンダの基本的意味は暴力、武力です。王権が持つことを認められる暴力がダンダです。対外的には軍隊であるし、国内的には警察力であり、それによって強制される刑罰でもあります。要するに、国家が行う暴力すべてがダンダですが、ダルマ文献のなかでは特に刑罰の意味で用いられます。国家権力による刑罰の対象になる罪ですね。ダルマ文献のなかで罪には二種類ある。この二種類の罪のあいだの関係はどのようなものであるのか。まず、ブラーヤシュチッタを必要とする罪です。あるべき社会内行為を逸脱した場合、ひとには汚れが付着して不浄となります。「罪（汚れ）の除去」というふうに書きましたが、罪を除去することによって、要するに自分の身分の取り直し、現状復帰ということが可能になる行為なんですけれども、これは古いダルマストラ以来の重要な主題であるわけです。それはどういうことが原因で起るかと言うと、欲望への執着があったり、定められた儀礼を履行しなかったり、或いはコミュニティで禁止されている行為を犯してしまった場合、これは心と言葉と身体によるものとして三種類がそれぞれあるわけです。その罪が行為者にもたらす結果は、いわゆる業（カルマン）の倫理、論理、つまり因果応報の罪として考えられています。ひとがこの世や、或いは前の世で行った行為の結果が来世である結果を伴って現れる。必ずしも来世であるわけとは限らないんですが、長い間地獄においてさまよった後に、また生き物として生まれ変わってくる、そうやって現れるのですが、具体的には身体不具などの結果として現れる、或いは輪廻によって、昆虫などの非常に小さな生物に転生するとかということが書かれます。重い罪の場合は、自分が所属している集団、ブラーミンならブラーミン集団から排除して、これまで行っていた日常の社会接触を禁止することになります。これをパータカと言います。パータカとは、「落ちる」ということです。身分が落ちる、つまり身分喪失です。日本で言えばかつての村八分に近い現象を想像してください。それから軽度の罪の場合は、軽度の浄化手段によって、つまりマントラを唱える、或いは簡単な儀礼を行う、或いは1カ月間節食するなどの比較的簡単な浄化手段によって現状復帰を認められるものとの、二種類に分かれるわけです。いずれにしても、ブラーヤシュチッタという現状復帰儀礼を行う効果というのは、それを行った罪人に社会復帰をさせることである。すなわち、元の状態で社会的な付き合いをちゃんとできるようになる。これをやらなければ彼は自分の集団から追放されるわけです。罪の判定は誰が決めるのかと言うと、普通はそのブラーミン集団の知識と判断力が優れたブラーミンによって構成されるパリシャッドという集会で決定されます。全てのダルマシャーストラには、どういう悪行を行ったら、どういうブラーヤシュチッタを行うべし、

ということが綿々と規定されています。つまりブラーミンの集会でこの罪は確定し、且つどんな復帰手段を行うかというのも、このブラーミン集団の権威によって強制されることになります。

ただ、ここに問題が起こります。国家権力による刑罰と、いま申したプラーヤシュチッタの対象になる罪というのが重複してくる場合が多い。例えば殺人、窃盗を犯した場合がそうです。さらには今の言葉で言えば、風評による侮辱もこれに入ります。中傷する、言葉による暴力です。これらの場合には犯罪者として刑罰、すなわち体罰が課せられます。いっぽう、これらの罪はプラーヤシュチッタの対象にもなるわけです。このようにふたつの罪のオーバーラップが起こります。

これはどう扱われるのか、どちらかで罰を受ければ、もう一つの方は免れることになるのか。要するに、プラーヤシュチッタを決めるパリシャッド集会と、それから王権との間の関係というのが問題になります。

王権の方での刑罰というのは、先ほど言いましたように、アルタ伝承からダルマシャーストラ文献にまとまった形で導入されたものですが、そこでは基本的に宗教的なことは何も問題になっていないのです。刑罰というのは、要するに反社会的行為の処罰なんです。アルタシャーストラの術語で言うと、「社会の刺の除去（カンタカショーダナ）」と言います。社会の刺、つまり犯罪者を除去するためにこういう刑罰があるんだという、非常にプラクティカルな思考ですね。日常の秩序を保つ社会の安定というのは王権の重要目的ですから、犯罪というのはそれを乱す反社会的行為と考えられます。それを糺すために王は刑罰を下す。刑罰には強制力が必要ですから、その強制力を保証する力として警察力であり、軍事力でもあるものを王は必ず持っていないてはいけないわけです。この強制力（ダンダ）によって罰するということがアルタシャーストラの法から入ってきた刑罰の考え方です。

この王権に基づく刑罰とプラーヤシュチッタ儀礼の関係について一方をやれば一方はやらなくて済むのかという問題が考えられます。これについては、例えば古いダルマーストラではこんな例が出ています。ある人がダルマを逸脱した場合、彼の指導者、おそらく先生、或いは地域の指導者的な地位にある人、いずれもローカルな人ですが、そういう人が指示して贖罪をやらせます。これが基本で、これで済めばそれでいいんですが、もしもダルマを逸脱した罪人がその指導者のいうことを聞かなかった場合はどうするのか。その場合は、指導者が彼を王のところへ連れて行く。王はこれを王付きの司祭であり顧問官でもあるプローヒタへ委ねる。プローヒタは王の命令に基づいてブラーミン集会というものを設定します。そこで贖罪の強制を行わせるという形になります。

これがひとつの解決タイプです。つまり王の強制力が必要な場合、王のところへ出頭する。しかし、王は自分で決めないで問題をブラーミン・コミュニティに委嘱して、そのブラーミン・コミュニティの委嘱したことを当事者に強制させる。ここでは決定が二重になっているわけです。ローカルなブラーミン集団の決定と王権の強制ということが二重になっている。

実は、ダルマシャーストラの伝統の中で常に注釈者はこの関係を問題にしてきました。プラーヤシュチッタに含まれる宗教的な罪と罰の観念と権力による刑罰の関係です。議論される基本的な方向は、プラーヤシュチッタに関しては王権に関与させない。これは宗教的な事柄であるから王権は関与してはいけないという考え方で、ダルマシャーストラの専門家達の基本的な立場ですね。

ただ、場合においては、このダルマーストラの例のように、王に申告して、王の方からブラーミンに指示させるという形も特に認める場合もあります。王の強制力にも依存するわけです。この問題は王権とローカルなブラーミンとの間の非常に微妙な、アンビバレントな立場というものを象徴しているのだと思います。

このあたりの微妙な問題、王国の中核にある王権とローカルな在地社会との関係が、私は古典文献のダルマシャーストラを読み、注釈を参照してきて、いつも気になってきたことなんです。ただ、ダルマ

シャーストラ、ダルマーストラという古典文献は、時・所ということをほとんど明示しない。具体的なコンテキストがわからないということが多いのです。いくつかの場面、注釈のある場面で推測を巡らすことはできますが。テキストの理解を深めるために、いくつか仮説を作って、テキストを読み直してみることが時々やってみています。そういうことをやっている中で、興味深い資料があることを教えられました。これは18世紀の後半からのマラータ地域のペシュワー、ペシュワーというのは、ペルシャ語の王様という意味ですが、そこの記録です。これはヒンドゥー王国です。より古くあったムスリム王国からヒンドゥー王国になった所です。この地域では、まだイギリス植民地期の強引な司法制度の影響がまだ及んでいない。ある意味でヒンドゥーの伝統的なものの考え方というものが色濃く残っている性格の文献です。マラータ語の資料なんですが、これが非常に面白い。古典シャーストラの延長上にある思考が出ていて、かつ具体的なコンテキストが判る。古典を考える時の参考資料として非常に役に立つものなんです。

実はこのマラータ文献は東京都立大の小谷汪之さんがずっと研究しておられますが、5年ぐらい前の夏に彼からこのマラータ資料に出る古典ダルマ文献の引用文に関しての質問を受けまして、かなり頻繁にメールの交換をした、私としては楽しい経験があります。マラーティーのペシュワー文書の実際を教えてもらったわけです。このあと、マラーティーの手ほどきをお願いしましたが、わたしの怠惰のせいで長続きしませんでした。

その資料を読んでいて非常に面白く感じたことは、古典のシャーストラを読んでいる時にテキストの表面には出ない社会背景を考えるとときに参考になるところがある。使われる術語も非常によく似ている。ただ、難しいところは同じ術語を使っている、その意味が古典サンスクリットと微妙にずれているところがあって、そこが非常に読み辛いところなんです。主に私が小谷さんと議論したのは、術語の読み方の問題だったんですけれども。小谷さんとのやりとりからマラーティー資料を教えてもらい、そこから私もいろいろ手を広げて勉強させてもらいました。そういう資料から学んだことのひとつをここで紹介してみたいと思います。

このマラータのヒンドゥー王国では、罰というものに3種類のものが規定されている。一つは王の罰（ディヴァーダンド）、それから宗教上の罰（デーヴァダンド）、それからカーストの罰（ジャーティダンド）です。これらは原則として独立に存在する罰です。王罰の場合の最高権威は王です。これは要するにダルマシャーストラと全く同じですね。王は自分で提訴主張文書を読み、補助裁判官を連れてみずから法廷に行くということになってます。実際にはそういうことはほとんどなくて代理に任せるわけです。王には裁決を行う代理人があって、その代理人が裁判長として全ての訴訟を扱うんです。日本で言えば、これは最高裁か高裁に相当するものでしょうか。ただし裁決結果の責任は完全に王が負うことになります。

いっぽう、地方でも同様の法廷が設営される。それはペシュワーの地方官僚、いくつかの役職を兼ねる存在ですが、広い裁量権があって司法を行うわけです。地裁か地方の高等裁のイメージでしょうか。つまり、大きな地域があって、その地域の州庁、その下にまた県があるのですけれども、そういうところに法廷が設営されます。重大事件があった場合に地方官僚が自分で預りかねる場合はその上の最高裁の法廷に委嘱するけれども、ほとんどの場合、実際の司法裁定とその執行は地方官僚の裁量に委ねられる。こういう形で王罰というのは執行されます。

ここでインドの特殊な問題としては、そのペシュワーの法廷は死刑の場合を除いて、地方の法廷や高裁あたりで罰則が決められたら、告発された者は別の罰を受けねばならない、罰は二重です。王の罰を罰則としてまず受けるんだけど、その罰則、罰はまた宗教的な罰も含んでいるわけです。それがブラーヤシュチッタなんですね。その罰とは軽い場合はある期間の節食、絶食、重い場合はカースト所属を剥

奪して国外追放などになる。一定期間を経て復帰が認められたなら、一定の儀礼を経てコミュニティーの日常の宗教儀礼に参加し得る儀礼地位を再び認められる。つまり、日常に復帰することができるということになるわけです。

別の場合、罰を預かって、宗教上、或いはカースト間の紛争を審問するのが聖地、或いは、大寺院に置かれているブラフマ・サバーというものです。つまりこれはブラーミンが中心になって、つまり、おそらく地域のブラーミンの長老たちが集会を構成するわけです。そこで罰則が決定される。シャーストラの表現でいえば、ブラーヤシュチッタの罰の方を扱うことになります。ただ、そのブラフマ・サバーの権力、裁決権というのは、ペシュワー（王）によって公認されているのです。つまり、罪と罰の決定は王権とサバーとの二重併立だということを認めているわけです。

細かいことがいろいろあるんです。告発された者はその犯罪に定められた、ブラーヤシュチッタ贖罪を要請する。「これこれの罪を犯しました。この罪に対してはこれこれの贖罪が行われなければいけないと思います」という手紙を自分の所属カースト、或いは地域の官職者から得ることが必要になります。これをドーシャパットラといいます。罪を自分が認めてこれを申告するという書類を作るのです。書類を提示して、その贖罪を行うための許可を、その地域のブラーミン達から得ていることを申告する。そしてブラーミン達の許可を得てブラーヤシュチッタ贖罪を行います。そのうえで、シュッディパットラ、要するに贖罪によって彼は罪が浄化されたという、そういう書状をもらうわけです。

こういうふうに、ローカルなブラフマ・サバーは宗教的な罪、シャーストラで言うと、ブラーヤシュチッタのみを扱います。つまり、国家の刑罰とは独立に宗教的な罪が扱われるのです。

その他に、カーストに関わる問題、つまりカーストとカーストの間の問題はブラフマ・サバーで裁定しますが、カースト内部の問題、つまりカーストの内部で姦通があったり暴力があったりするという非行・不祥事があった場合、これは国家の罰というよりは、むしろ先にジャーティ・サバー、すなわち、その当事者が所属するジャーティ集団が構成するサバーで裁かれるということが書かれています。つまり、ペシュワーの法廷は三重に構成される。国家、権力が最終的に裁定する法廷、それからブラフマ・サバーという、ローカルなブラーミン達で構成する法廷、これはブラーヤシュチッタを対象にする法廷です。最後にもっとローカルなカースト集団の内部で構成されるジャーティ・サバーがあります。こういう3段階の法廷というのが並立しているというのがこのマラータ地域のペシュワーの司法の、法廷の在り方になります。

つまり、国家が一元的に貫徹してすべてにわたる法裁定を扱うわけではなくて、ローカルな問題はローカルに任せる、宗教的な問題は宗教に任せるという、そういう多元性の在り方、多元的な在り方というものがこの18世紀後半から19世紀前半の、おそらくヒンドゥーの伝統をかなり色濃く残しているヒンドゥー王国では行われていた。

つまり、このようなあり方は、ダルマシャーストラに登場する国家と国家の中に存在して一定の機能を果たすもろもろの部分集団というものの関係象徴しているのではないかというふうに私は思うわけです。つまり、インドの国家統治において、一元的に権力を貫徹させるのではなくて、その中に多くの集団の多元的なあり方というものを認めている。このあり方は、おそらく歴史の中でのインド社会のあり方というものを反映しているというふうに見えます。

18世紀以前のものに関しては、断片的な資料はあるけれども、それをまとめられるような資料はあまり出て来ないようです。マラータ資料は古典と近代、現代をつなぐヒントが多く隠されている非常に面白い資料なので、こういう近現代の資料を扱っている歴史畑のひとと、古典文献、サンスクリット古典文献を扱っているひととの共同作業を進めてゆくと、さらに面白いことが見えてくるのではないかと思います。というふうに私は秘かに思っているということを申し上げて、今日のお話の締めくくりにさせていただきます。

す。ありがとうございます。

桂： どうもありがとうございます。大変我々のプロジェクトに示唆的な提言をしていただいたのではないかと考えております。

それでは、参加していただいた皆さんからご意見なりご質問をいただきたいと思います。田辺先生がお見えになっておられますので、一言どうぞ。

田辺明生： 京大の田辺です。今日は大変興味深いお話をどうもありがとうございます。特に国家統治というのが一元的な権力として上から一つの体系を押し付けるのではなくて、多元的な集団の在り方を認めていくという、そうした考え方がヴェーダの時代からどういうふうに変化してきたかということを見て、大変刺激をいただきました。ありがとうございます。

1点、お伺いしたいのが、マラータ地域のブラフマ・サバーのことです。これについて、インド学の方と歴史学の方が共同研究を進めていかれたら、本当に、おっしゃるとおり非常にエキサイティングなことです。こういう学際的な研究がどんどん進むといいなと私も本当に今日お話を伺って、改めて思いました。

ご質問と申しますのは、ご説明いただいた二種類の「罪」とは異なる民事的な紛争にかかわる解決の方法についてです。二種類の罪は、ひとつが国家統治のダンド、刑罰的なもので、もう一つはブラーヤシュチッタという宗教的と申しますか、贖罪というふうにおっしゃったものでございます。そうすると、残りが、言わば民法ですね。ローカルなカースト内部の問題については、ジャーティ・サバーで裁かれるのだという説明はよくわかったんですけども、もう一つ残るのはカーストを超えた社会関係における、言わば民法的な問題というものが残ります。これはどのように解決されるのでしょうか。こうした民法におけるダルマというものは、カーストを超えた言わば一元的な法でなくてはならないという要請がある一方で、王が一元的な国家の法として刑罰（ダンド）をもって解決できるような問題でもないというところが気になります。カーストをまたがる民法的な紛争は、今日お話になられた二つの罪の、国家的な刑罰（ダンド）でもブラーミンの贖罪（ブラーヤシュチッタ）でも、ちょっとうまくいきません。こうした何か市民的、民法的なものの問題というものが少なくとも近世においては現れているはずだという気がしたんです。

カーストとカーストの間の問題は、ブラーミンを中心とする寺院でのブラフマ・サバーで扱われるということでしたが、ここに問題が生じるのではないかと思います。どうやってブラーミンの権威をもって、宗教的ではない、言わば世俗的で民法的な社会紛争を裁けるのか。その時の、ダルマの根幹というのは何に置けるのか、ということです。これはブラーミンの良俗（アーチャーラ）にも根拠を置けませんし、或いは特定のカースト共同体の慣習にも根拠を置けない。それなのに、しかし、一般的な法として、誰かが「これがダルマである」ということを決めなくてはならない。その時の根拠をどういうふうに設定するのかという問題が出て来るのかなと思いました。この辺りのことを教えていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

井狩： そうですね。いわゆる民法関係のものは基本的にはアルタシャストラから入ってきたような、そういう司法規定で扱うことにはなっているんです。ただ民法的な規定のなかでも親族法、相続法に属するような規定はダルマシャストラのなかで既に展開されています。

また全体社会のなかに今申しましたような、いろんな部分集団や任意集団があると申しました。集団の中でも大きな集団と小さな集団があるわけですね。例えば商業組合、手工業者組合にしても、いわゆ

る非常にローカルなレベル、県レベルのものと、それが集まって州レベルのものと、大きなものがあります。同種の集団の中での紛争の場合は、より大きな地域の集団の慣例を優先させるといった、つまり地域の大小によって決めるという現象が一つあります。

それから、裁決のための判断根拠として挙げられる四つの基準がナーラダ法典などに見えます。先ずダルマシャーストラに規定されているような行動規範ですね。これに優先するものとして訴訟手続きに即した判断が置かれる。それに優先されるものに慣習（チャリトラ）というものを立てる。ここで慣習というのは、地域や同業組合などの団体において長年に亘り確立している慣例をいいます。さらに最終的に王の裁決（ラージャシャーサナ）が置かれます。さまざまなレベルの判断の優先順序が記されます。この規定自体は元来はアルタシャーストラ的な伝承のなかにあったものをダルマシャーストラに移し入れたものですから、ダルマシャーストラの注釈者たちのあいだにはその解釈をめぐってさまざまな意見が展開しています。

ご質問の趣旨の全体に答えることができなかったと思いますけれども、実際の、おそらく法のやり方を反映していると思うので、かなりいろいろな場合を想定して、その優先順位というのを決めております。

桂： ありがとうございます。では、長崎先生、どうぞ。

長崎暢子： 今、大変興味深いお話をいただきまして、この前と並んで本当に勉強になりました。人間社会が発展していった、人間の中で全てがどんどん決まっていく、ある意味合理的なところが沢山あるという印象を一方で受けたのと同時に、他方では人間以外の自然、あるいは自然的なものに対する考え方が、こうした罰や裁きの考え方にどこまで入っているのかに関心を持ちました。この点について、もし伺えたら、と思います。

例えば、最初に先生がおっしゃった因果応報という考えです。前世で行った悪行の結果、来世ではもっと下等な動物に生まれ変わってくるなど、いわゆる輪廻の考え方です。本当に面白い想像力だと思います、どうしてこんな庶民的な想像が生まれたのか不思議です。「あなたがいま、悪いことしたら、来世は××になるよ」という、ある種の信仰と言うか、救いと言うか、裁判の形にならないけれども、ある種の人々を律している考えがありますよね。裁判に訴えることもできない人々が持っている罪悪感と言うか、或いはその処理の仕方と言うか、そういうものと自然との関係というのは、どういうふうになっていくのでしょうか。

また、ガンディーの場合だと、「殺すな」と言う時に、「人を殺すな」だけではなくて、「他の動物を殺すな」や「他の生物を殺すな」という、そういうものも、罪悪と言えるかどうかはともかく、禁止想定内に入ってくるわけですね。

さらに現在では、問題が人間だけではなくてきて、その他の環境を人間がどう守っていくか、破壊させないでやっていくか、そのことについて考えねばならない時代がきたわけです。だから今、インド思想に内包される、人間と人間以外の生物を、ある意味で等しく視るような、そういう考えを私達は何らかの形で使っていくことができるのかという、その辺を伺いたいと思いました。

井狩： 難しいですね。ちょっとそれはお答えしにくい。どうなのでしょうね。生命観ということに関しては、生物学じゃないですけども、要するに同じ生命システムをもつという認識まではいかなくても、同じ生命体だということとで他の生き物を見ることは、古代インドからもずっともう植物までも広げていたようですね。その生命観というのは古い文献からずっと出て来ているというのは一つありますよ

ね。それからもう一つ、このダルマシャーストラを含めて古代、古典のインド文献によく出て来る考え方というのは、すべての生物を観る見方で、存在するものの全てに価値観を付けて見る。サーンキヤ哲学にあるように、すべての存在はサットヴァ、ラジャス、タマスという3つの要素、価値観が含まれる要素のバランスから成っている。全ての存在というものはそれから成っているもので、つまり、客観的にものというものがあるというよりは、我々が認識する時点で、すでにそこには価値の色づけが存在しているというものの考え方がありますね。これは古代インドで非常に広く行き渡っていた考え方なんだろうと思いますけれども。いわゆる身体観にしても宇宙観にしても、ヨーロッパ的な物質観から言うとかけはなれたもので、あまりにも価値観を投影し過ぎているという見方になるんでしょうけれども、しかし、インドの人々にはそちらの方がむしろ自然に感じられる考え方であったのではないかと思います。

それともう一つは、今のカルマンの考え方といった、古代インドの実体観と言いますか、つまり我々が行為と言う時には行為が実際に完了したあとでは消えてしまうわけだけれども、古代インドでは、行為というのは我々が行う前からすでにもう存在していて、現在ここに行為が行われたときに顕現し、その後もその効果として未来に存続していくという見方、行為（カルマン）は実体としてずっと続いているんだというものの考え方があるんだと思います。

桂： ありがとうございます。それでは、もうあまり時間は無いんですが、入澤先生どうぞ。

入澤崇： どうもありがとうございます。一つお教えいただきたいのですが、古代の王権の正統性について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

ダルマを保持、伝承していくブラーミン・コミュニティを保護していく、これが古代王権の正統性と考えるのでしょうか。どうしてこういうお尋ねをするかと申しますと、タイの仏教について、非常に我々に見通しをよくしてくださった石井米雄先生が『上座部仏教の政治社会学』の中で、ダルマ（ダンマ 仏法）、ダルマを保持していくサンガ、そしてサンガを保護する王といった、トライアングル構造を明解に示されたのですが、サンガを保護することが王権の正統性を得ることだと説明されていて、そのことを思い出したのです。それと同じようなことが古代インドの王権とこのブラーミン・コミュニティについて言えるのかどうか。つまり、古代インドにそうしたトライアングル構造の原型があってテーラヴァーダ仏教圏にみられる王権とサンガとの関係はその焼き直しなのかどうかという、そこが私は非常に気になるところで、是非お教えいただけたらと思います。

井狩： そうですね。インドの統治の基本的なあり方は、王権と司祭としてのブラーミンとが密接に結びついて補完しながら統治を行うというものです。王権の考え方自体は、例えばアルタシャーストラに出て来る基本的な考え方と、ダルマに取り入れられた王権の考え方はちょっとずれが出て来ていると思うんです。先ほど申しましたように、アルタシャーストラの場合は、一応人々がダルマを守るということは言いますが、しかし、王の立場から、つまりアルタというものを他のダルマ、カーマよりも優先するという立場から言うそうですね、アルタシャーストラの目的、王権の目的は、要するに国を富まして、人々に安定した暮らしをさせるということに一応なるわけですが、そこでの基本的な観点というのは、一種の国富論的な、財政的な立場ですね。経済的にどういうふう運営していけば国が富むかが問題ですから。そこでダルマというのはダルマシャーストラ、ダルマーストラにあるようなダルマの考え方とはちょっとずれがあるという印象です。アルタシャーストラにみえる王の徹底して冷徹な統治論の在り方の上に、ダルマシャーストラ的な影響が入ってきて、王もダルマを行わなければならない、ダルマの方が優先だというふうに取り直しされるわけですね。そこでは王も自分のダルマを持

つとされる。その王のダルマとは何かと言うと、要するに人々を守ることだということになるわけですね。そこでは、ダルマが優先的な立場に書き換えられていくわけなんですけれど、いっぽう、アルタシャーストラの伝承がダルマ伝承に入ってきた時に、ブラーミンの立場から王権を中に包み込むような形で取り直しをしたということだと思います。

王権の正当性という問題に関し、王ということば、ラージャンという言葉の語源の説明が興味深いのですね。マハーバーラタの王権を扱う章に出てくるのですが、一つは、王を意味する「ラージャン」を動詞ラージ、つまり「統治する、支配する」から説明する。王のもつ力、威光に焦点をあてる。もう一つは、動詞ランジュ、「人々を喜ばす」から説明する。つまり、ひとびとの同意のうえで王権が成立するという側面を強調する。前者は、どちらかといえばアルタシャーストラ的ですね。後者のほうは、ひとびとの合意の上に立って王が推挙されるというタイプです。こちらのほうはダルマ的な王権になります。

王の正当性、王の必要性を説明するときによく使われるのはインドで言う、いわゆる「魚の論理（マツヤニヤーヤ）」です。つまり大きな魚が小さい魚を食べてしまうという食物連鎖ですけども、世の中が乱れてくると、強者が弱者を食ってしまう。力の論理がはびこると、世の中の秩序というのは完全に乱れてしまう。そこで人々は王というものを作って統治させます。その代わりに彼に税金というかたちで報酬を与えたというものです。王の正当化の論理なんですが、超越的な存在として王を立てるというよりも、世が乱れたときに秩序を確立する、秩序を安定させるために王というものが要請される。つまり、末世の世の中をもう一度ちゃんと秩序ある世界に戻すために、王が要請されたというのが、よく出される王の正当化論理だと思います。

桂： もっとご質問とかあると思うんですけど、申し訳ないですが、ここで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。（拍手）

* 本稿は、2010年6月24日に龍谷大学大宮学舎で開催された、RINDAS2010年度第3回伝統思想研究会の内容に加筆したものである。

ダルマと王権

——ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張——

1. ダルマーストラにおけるダルマ観念：

編纂主体はブラーミンのヴェーダ祭式集団（学派）。基本はブラーミンの日常作法集の性格。

ダルマの根拠としての「ヴェーダ文献」の意識は薄い。

ダルマの遵守は現世、来世に良き報いをもたらす（宗教的側面）

王権関係の記述は僅かに留まる（後期には次第に増加。6%-11%）

2. ダルマシャーストラ

a-1) マヌ法典の構造：1) 土着伝承による 12 章区分内容一覧。

1. 世界創造神話と社会階層

2. a) ダルマの正当根拠：ヴェーダ、ヴェーダ識者の伝承と慣習、善者の良俗、心の満足。

b) 幼児期、c) 学生期

3-5. 家長期の生活と儀礼（3. 結婚と妻、五大供儀、祖霊祭。4. 生計手段、スナータカ。5. 食物規制、女性。）

6. 老後の生活：林住期、遍歴（遊行）期、ヴェーダへの行為委託。

7-9. 王の行動（生活）

（7. 王と刑罰、王の一日、王のさまざまな職務〔統治、戦争、外交〕。8. 訴訟審理の基本、訴訟の 18 主題：〔債務弁済、寄託、非所有物売却、共同事業、贈与不履行、賃金不払い、協約不履行、売買解除、家畜紛争、境界紛争、侮蔑、暴行、窃盗、凶悪犯罪、姦淫、9. 〔続き〕夫婦、財産分与、賭博。〕刑罰、征服と治安、国家、王の生き方結語。

ヴァイシュヤの行動、シュードラの行動。）

10. 雑種身分（四身分の混血）とその生業、窮迫時の行動

11. 窮迫時の行動（続き）、贖罪：序論、罪の分類（六種）、公にされた罪の贖罪、公でない罪の贖罪

12. 行為の帰結と輪廻転生、至福の獲得、ダルマの確定：シシュタ（識者）、パリシャッド。結語

（cf. 渡瀬信之『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』中公文庫（780）2001、『マヌ法典』中公新書（961）1990。

a-2) マヌ法典の構造：2) マヌ法典自身が明示する主題区分による内容一覧。

1) 創造神話と社会階層（1.1-109）

2) ダルマの正当根拠：ヴェーダ、ヴェーダ識者の伝承と慣習、善者の良俗、心の満足。（2.1-24）

3) 四社会階層（varṇa）のダルマ（2.25-11.266）

3-1. ダルマの規定（2.25-10.131） 3-1.1. 平常時（āpadi）の行為規範 [2.26-9.336]

- 3-1,1.1. ブラーミンの四種のダルマ [2.26-6.97]
- 3-1,1.2. 王 (rājan) の行為規範 [7.1-9.325]
- 3-1,1.3. ヴァイシュヤ、シュードラの行為規範 [9.326-36]
- 3-1,2. 非常時 (anāpadi) の行為規範 [10.1-129]
- 3-2. 贖罪規定 (prāyaścittavidhi) [11.1-265]
- 4) 行為の実習 (カルマ・ヨーガ karmayoga) [12.3-116]
 - 4-1. 行為の (善悪の) 結果 [12.3-81]
 - 4-2. 至福 (niḥśreyas) をもたらす行為規定 [12.83-115]
- b) ヤージュニャヴァルキヤ法典 (Yājñavalkya-Smṛti, ca.5-6c.A.D.?)
 - I. 良俗 (ācāra)
 - 序 (ダルマの根拠: ヴェーダ、伝承、善者の良俗、心の満足、正しい願望)
 - 学生期、結婚、各種の身分階層、家長期、スナータカ
 - 食物規制、事物の浄化
 - 贈り物 (布施)
 - 祖先儀礼
 - ヴィナーヤカ鎮静儀礼 (シャーンティ)、九曜星宿鎮静儀礼 (シャーンティ)、
 - 王の行動
 - II. 司法規定 (vyavahāra)
 - 総則、債務弁済、寄託、証人、証書、神誓、財産分与、境界紛争、家畜紛争、
 - 非所有物の売却、贈与不履行、購入解除、「奴隷」と解放、各種団体、給与と契約、
 - 賭博、侮蔑、暴行、強奪、商犯罪、売品引渡し不履行、共同事業、窃盗、姦淫、雑則
 - III. 贖罪規定 (prāyaścitta)
 - 親族の死による不浄の浄化、窮迫時に許される生計手段、林住生活、遊行生活、
 - 肉体とアートマン、輪廻、アートマンの観想、大罪とその果報、罪と贖罪、贖罪儀礼、
 - 結語

(井狩弥介・渡瀬信之訳注『ヤージュニャヴァルキヤ法典』東洋文庫 698 平凡社 2002)
- c). アルタ・シャーストラ (実利論)... 王権の営み (ca.2cB.C.-2c.A.D.?)

(人間生活の基礎となる土地の獲得と守護・維持の方法を検討する学)

 - *1. 王の修養、臣下の任命
 - 2. 各種長官の活動
 - *3. 司法規定
 - *4. 刺の除去 (職人、商人、官僚の監視)
 - 5. 秘密の行動 (反逆者の鎮圧、国庫への没収、臣下の行動)
 - 6. 国家の構成要素 (君主、大臣、地域、都城、国庫、軍隊、友邦)
 - 7. 外交政策と戦闘
 - 8. 災厄の考察 (国家構成要素についての)
 - 9. 出征にかかわる方策
 - 10. 戦闘
 - 11. 共和国、共同体への政策

12. 小国の王の政策
13. 城砦の攻略
14. 敵にたいし用いる毒薬と呪法、敵が用いた場合の対処方
15. 実利論の方法論

(上村勝彦『カウティリヤ 実利論 — 古代インドの帝王学』二巻 岩波文庫 1984)

3. 国家と在地社会 — 補完的なダルマの存在

a) 社会内の諸集団（訴訟審理での考慮事項）

マヌ法典などのダルマシャーストラは、ひとびとの行動を支配する法、規範のすべてを記すとは装わない。シャーストラ外の知識が現実の法廷において当然に必要なことは十分に認識されていた。

Manu8.41: 「(自らの) 正しい行い (ダルマ) を知る [王] は、[それぞれの] 身分において確立されている行い (ジャーティ・ダルマ)、地域 [において確立されている] 行い (ジャナパダ・ダルマ)、組合 [で定められている] 行い (シュレーニー・ダルマ)、親族 [で確立している] 行い (クラ・ダルマ) を吟味して、各自特有の行い (スヴァダルマ) を確定すべし。」 cf. Yājñavalkya1.355 (=2..34M).

Nārada10.1-7: 「異教徒 (パーシャンダ)、商業組合 (ナイガマ あるいは市民団体?) などでの決まり (sthiti) は慣例 (samaya) である。慣例からの逸脱は訴訟項目 (vivādapada) になる。王は異教徒、商業組合、手工業者組合 (śreṇī)、同業集団 ((? pūga)、移動集団 (? vrāta)、地縁集団 (? gaṇa) などでの慣例を、都市においても地方においても護るべし。これら (諸集団) の行為規範 (dharma)、職務 (karma)、信仰の規定 (upasthānavidhi)、さらに生計手段 (vṛttyupādāna) は何であれその通りに追認すべし。王に敵対すること、住民に非難されること、王の目的達成を妨げること (arthānārm bādhaka)、それらを禁止すべし。)

Cf. ĀpastambaDhS1.29.11 (ダルマ一般に関してシュードラ、女性の知識が補完する。)

b) ふたつの罪 — 「罪」と犯罪

プラーヤシュチッタ (原状復帰儀礼) の対象になる罪とダнда (国家権力による刑罰) の対象になる罪。

1) プラーヤシュチッタ — 「罪 (汚れ) の除去。」は最古のダルマーストラ以来の重要な主題。

欲望への執着、儀礼の不履行、禁止行為の実行。(心、ことば、身体)。

プラーヤシュチッタを要する罪は 業の論理 (カルマン)、因果応報の罪として考えられる、この世で、前世で行った行為の結果が来世である結果をとまって現れる、たとえば身体不具などの結果として、あるいは輪廻において下等生物に転生する。(Manu11.44f; 12.54f.) 罪人を所属集団 (ヴァルナ) から排除して社会接触を禁止するもの (パータカ) と、軽度の浄化手段 (マントラ、節食、儀礼) によって原状復帰が認められるものと。効果は罪人に社会復帰させること。

「罪」の確定とそのプラーヤシュチッタはパリシャッド集会 (プラーミン識者によって構成) で決定。(Manu12,110f.)

暴行による犯罪 (殺人、窃盗、中傷 etc) と倫理的な罪とはときにオーバーラップ。

2) 刑罰 — ダルマシャーストラ文献にまとまった形で導入 (元来、王権と密接なアルタ伝承で展開。)

刑罰 (罰金、体罰) とは反社会的行為の処罰 (「(社会の) 刺」(犯罪者) の除去) のため。秩序と社

会の安定は王権の目的。そのための王の武器は「暴力（ダンダ）」

法廷（サバー）：王（代理として学識あるブラーミン）と裁判官（ブラーミン）。

3) 王権とブラーヤシュチッタの関係。

cf. ĀpastambaDhS2.10.12f. : ダルマの逸脱 → 指導者の指示（贖罪） | → 王 → プローヒタ → ブラーミン集団による贖罪の強制（体罰、隷属を除いて）。贖罪を強制できなかったという条件付きでの王の介在。

ただし、法典、注釈一般では、処罰は王の役割だが、ブラーヤシュチッタの処置の権利を王に委ねることは、パリシャッドというバラモンの指導者たちの集会の特権であった精神的な事柄の領域に王を関与させることになる。これは多くの注釈者には不快な事態。

参考： マラータ地域のペシュワー期（1750-1818）の記録：

三種の罰：王の罰（*diwāndaṇḍa*）、宗教上の罰（*devaḍaṇḍa*）、カーストの罰（*jātiḍaṇḍa*）これらは原則として独立。

王罰の最高権威は王（ペシュワー）。王には裁決をおこなう代理人があり、裁判長としてすべての訴訟を扱う。ペシュワーの地方官僚（数種の役職）には広い裁量権があった。重大事件の場合には、彼らは事件をペシュワーの法廷に委嘱する。ほとんどの場合、刑罰の執行（死刑を含む）は地方官僚に委ねられる。

死罪の場合を除いて、ペシュワー法廷あるいは地方法廷で罰則が決められれば、告発されたものは別の罰を受けねばならない。それによって宗教儀礼に参加しうる儀礼地位をふたたび認めることになる。この別の罰を扱い、宗教上、あるいはカースト間の紛争を審問するのが聖地、大寺院に置かれたブラフマ・サバー。この法廷の権利はペシュワーに公認。告発された者は、その犯罪に定められた「贖罪」を要請する手紙を彼の所属カーストあるいは官職者から得ることが必要とされる。ついで、彼はその「贖罪」を行うための許可をその場所のブラーミンたちから得て、「贖罪」を行う権利費用を払わねばならない。「贖罪」が終了すると、シュッディパットラ書類が彼にあたえられ、彼の祭式上の浄が再確認される。同時に、特定のカーストの統合を危うくするような、姦通、暴力などの非行、不祥事はジャーティサバーで裁かれた。ペシュワーの社会では、三種の「法廷」が補完的に存在していた。

参考書：

P. Olivelle, *Manu's Code of Law, A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*, Oxford University Press 2005.

V.T. Gune, *The Judicial System of the Marathas, Deccan College Dissertation Series, no.12* (Poona,1953) esp. p.8, 102-108, 11-114.

R.W. Lariviere, A Persistent Disjunction; Parallel Realms of Law in India, *Religion and Law in Independent India*, Robert.D.Baird (ed.), Manohar,1993, p.351-360.

H. Kotani, *Western India in Historical Transition*, Manohar 2002, p.189-238 (Chaps.9 and 10).

小谷汪之『罪の文化 インド史の底流』（東洋叢書 12）東京大学出版会（esp. p.25-95）

RINDAS 伝統思想シリーズは、人間文化研究機構現代インド地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構（NIHU）<http://www.nihu.jp/sougou/areastudies/index.html>

NIHU プログラム現代インド地域研究（INDAS）<http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/>

龍谷大学現代インド研究センター（RINDAS）<http://rindas.ryukoku.ac.jp/>

RINDAS 伝統思想シリーズ 2

ダルマと王権

——ダルマシャーストラにおけるダルマ概念拡張——

井狩 彌介

2011 年 3 月 1 日発行 非売品

発行 龍谷大学現代インド研究センター

〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町 125-1

龍谷大学白亜館 3 階

TEL：075-343-3809 FAX：075-343-3810

<http://rindas.ryukoku.ac.jp/>

印刷 株式会社 田中プリント

〒600-8047 京都市下京区松原通麴屋町東入石不動之町 677-2

TEL：075-343-0006

ISBN 978-4-903625-49-2

ISBN 978-4-903625-49-2

